

きょうと福祉人材育成認証制度

「福祉人材育成認証」の審査申請について

「宣言事業所」として登録された京都府内の介護・福祉事業所が、福祉人材育成等に取り組み、認証基準を満たした場合に、申請により、京都府知事が認証しますので、「福祉人材育成認証」に係る審査を申請する事業所を下記のとおり受け付けます。

記

- 申請できる事業所
 - 「宣言事業所」に登録されていること。
 - 評価項目の認証基準（※1）を全て満たしていること。
- 提出書類
 - 様式第2号「福祉人材育成認証審査申請書」
 - その他確認に必要な書類（※1）
- 認証有効期間
 - 認証の日から3年間
- 認証のメリット
 - ①京都府ホームページ等で事業所情報ほか人材育成等に係る情報等（※2）を公表します。
 - ②人材育成に関する補助金が利用できます。
 - ③京都府が実施する福祉人材確保事業に優先参加できます。

※1 別紙の「認証の評価項目、認証基準及び確認方法」を参照してください。

※2 公表項目は、人材育成・教育関係情報（方針、研修制度等）、働きやすさ情報（休暇制度、離職率、実績等）、社会貢献情報（学生の受入実績、地域との交流実績）、採用情報（初任給、賞与、10年後のモデル賃金、連絡先、URL）、写真3点となります。認証取得後、公表項目に係るデータを送付いただきます。

認証申請の第二次締切は7月31日（水）です。

この期限までに認証申請をしていただくと、26年度に向けての採用活動において、学生等に一足早くアピールすることができます。

なお、認証申請の募集は、常時受け付けます。

【お問い合わせ先】

京都府福祉人材サポートセンター事務局（担当 株式会社パソナ（京都府事業受託業者））
〒601-8047 京都市南区東九条下殿田町43 メルクリオ京都202号室
電話 075-693-8703 FAX 075-693-8704
Eメール k.fukushi@pasonacareer.biz